様式第二

（表　　面）

第　　号

職　名

氏　名

年　月　日生

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条第2項の規定による身分証明書

年　　月　　日交付

年　　月　　日限り有効

所属庁

所属庁印

写真ちょう付

所属庁印

（裏　　面）

この証票を携帯する者は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律抜すい

（報告、検査等）

第六十条　厚生労働大臣（都道府県指導センターに係るものにあつては、都道府県知事）は、この法律（第五項を除く。）に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合、小組合、連合会、都道府県指導センター若しくは全国指導センターから必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十八条　第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五条の二、第六十六条、第六十七条の三又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

備考　この用紙の大きさは、B列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りとする。